

(案)

文書番号
令和5年〇月〇日

文部科学大臣
盛山 正仁 殿

日本ユネスコ国内委員会会長
濱口 道成

第42回ユネスコ総会について（答申）

令和5年8月18日付け5文科統第38号で諮問のありました標記のことについて、第153回日本ユネスコ国内委員会（令和5年9月21日開催）の議を経て、日本ユネスコ国内委員会は、下記のとおり答申します。

記

我が国のユネスコ活動を踏まえた、第42回ユネスコ総会における2024－2025年事業・予算案等に関する方針について

1. 総論

- 1) 今次総会は、本年7月10日に米国がユネスコに再加盟して以降、初めて開催される総会であり、今後2か年の方向性を示す2024－2025年事業・予算（42C/5）案が議論される重要な意思決定の機会となる。
- 2) 国際社会は、ロシアによるウクライナ侵略やそれに伴う文化遺産の破壊、アフガニスタンにおける深刻な人道危機等、ユネスコ憲章で謳われている「正義、法の支配、人権及び基本的自由に対する普遍的な価値を助長するために教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和及び安全に貢献する」というユネスコの目的の実現に著しく反する事態に直面している。このような国際情勢の中、自由、人権及び民主主義等の普遍的価値を共有する加盟国と連携し、その目的に立ち帰り、ユネスコの所掌分野における議論を牽引していく。
- 3) 気候変動等の地球規模課題への対応は、国際社会全体が連携して取り組まなければならない喫緊の課題であり、ユネスコに対して、国連の専門機関として、他の国連機関及び国際機関と連携し、その広範なマンデートを生かして課題解決に取

(案)

- り組むよう求める。また、近年、AI及びニューロテクノロジー等の先端・新興技術分野における国際的な規範設定の重要性が増しており、普遍的価値を共有する加盟国と緊密に連携し、ユネスコにおける規範設定の取組に対して、貢献を強化していく。
- 4) 「戦略的なユネスコ改革」等のこれまでのユネスコにおける効率的な組織運営及び効果的な事業の実施のための取組並びにユネスコ「世界の記憶」の制度改正に見られるような非政治化の取組を高く評価し、ユネスコがこれらの取組を引き続き推進するよう、加盟国として積極的に関与していく。
 - 5) 42C/5案は、2022年から8か年の中期戦略(41C/4)の下に実施されるものであり、2022-2023年の事業の実施状況を踏まえ、41C/4においてユネスコの使命として掲げる「平和の構築」及び「持続可能な開発」等並びに2030年までの持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けて、国際社会においてユネスコが貢献度を更に高めていくよう求める。
 - 6) ユネスコの事業実施に当たり、「持続可能な開発のための教育(ESD)」の推進や「持続可能な開発のための国連海洋科学の10年(2021-2030)」、「国連生態系回復の10年(2021-2030)」への貢献等、日本がこれまで主導してきた取組を含めて、その知見を生かした国際貢献を行う。また、その際は、41C/4における地球規模の優先課題である「アフリカ」及び「ジェンダー平等」並びに優先グループである「ユース¹」(若者)及び「小島嶼^{しよ}開発途上国」に留意する。
 - 7) 特に「ユース」(若者)については、様々な立場の若者の意見をユネスコの政策や事業により幅広く反映させるよう求める。また、日本国内におけるユネスコ活動の推進に当たっては、若者の参画を推進するとともに、幅広い世代が協働して実施する活動の充実を図る。
 - 8) 限られた予算の中でユネスコ事業を効果的に推進するため、加盟国政府及び国内委員会と共に、各国のユネスコクラブ・協会、NGO、学校・教育機関、メディア及び民間企業との連携・協力を一層強化していくよう求める。また、ユネスコスクール・ネットワークを通じた学校におけるユネスコの理念及び活動の普及、ユニツイン/ユネスコチェア事業を通じた高等教育における交流や協力の推進、ユネスコ登録事業等を通じた登録地域・都市等の間のネットワークの強化等を積極的に図っていくよう求める。
 - 9) 現下の国際情勢においてユネスコの役割の重要性が増していることを踏まえ、教

¹ 「ユース」について、国連の統計上の定義は15~24歳であるが、国際的に定まった定義はない。なお、日本ユネスコ国内委員会の次世代ユネスコ国内委員会は18~29歳、2023年ユネスコユースフォーラムは18~35歳を対象としている。

(案)

育、科学、文化及び情報・コミュニケーションの各分野の取組及び分野横断的な取組を効率的かつ効果的に実施することを求めるとともに、適切に行財政改革に取り組み、ユネスコの目的及び包括的目標の達成に向けて、戦略的かつ着実に事業を運営できるよう、支援を継続していく。

2. 教育分野

1) 国連教育変革サミットの成果等を踏まえたSDG 4（教育）の推進

新型コロナウイルス感染症拡大により、既に進捗が遅れていたSDG 4²の達成が更に遠のき、国連機関の推計によると、中低所得国の10歳児の70%が簡単な文章を読むことさえ出来ないとされている。このような状況の下で、SDG 4の国連システムにおける主導機関として、閣僚級のSDG 4ハイレベル・ステアリング委員会等を通じて、多様なステークホルダーとの協力や国際調整を更に強化し、SDG 4を強力に推進していくよう求める。

2021年にユネスコが刊行した「教育の未来」報告書等を踏まえ、2022年9月には、国連事務総長のイニシアチブの下、ユネスコが事務局を務め、国連教育変革サミットが開催された。同サミットにおいて、教育が貧困の撲滅や包摂的な経済成長、気候変動への対処に貢献することが確認されたことも踏まえ、その成果の実現が期待されている。また、同サミットで打ち出された、持続可能な開発のための教育（ESD）に基づき気候変動に関する教育を推進するグリーンング教育パートナーシップ及び質の高いデジタル教育コンテンツへのアクセスのためのデジタルラーニングゲートウェイについて、ユネスコが主導的に推進し、2024年9月に国連で開催される未来サミットの議論においても積極的に貢献するよう求める。その際、デジタルリテラシーやサイバーセキュリティの知識の向上、あるいはインターネット上の人権侵害といった課題に対する教育の重要性にも留意する。

本年5月に開催されたG7教育大臣会合で採択された富山・金沢宣言において、人への投資の重要性と、調和と協調に基づくウェルビーイングの考え方が確認されたことも踏まえ、日本に蓄積された知見や経験を国際的に展開していくことにより、ユネスコにおける取組を促していく。また、本年改定された開発協力大綱（令和5（2023）年6月9日閣議決定）に基づき、二国間及び多国間双方の開発協力を有機的に連携させながら、引き続き、教育分野での国際協力を推進する。更に、ユネスコに対しても、日本政府信託基金拠出金（JFIT）により、アジア太平洋地域における教育協力及びグローバルレベルでのユネスコ教育プログラムの実施を通じて、グローバル及び地域レベルでのSDG 4の推進に貢献していく。

² 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯教育の機会を促進する

(案)

2) 持続可能な開発のための教育 (E S D) の推進

日本政府が2002年のヨハネスブルグサミットで提唱した、持続可能な社会の創り手を育む教育であるE S Dは、ユネスコを主導機関として継続的に国際的に取り組まれており、日本は、J F I Tを活用してグローバルな推進を主導してきている。

また、2020年から開始した新たな国際枠組みである「持続可能な開発のための教育：E S D実現に向けて (E S D f o r 2030)」の国連決議や先述の国連教育変革サミットにおいても、E S Dは、SDG 4のみならずSDG sの17の全ての目標実現の鍵であることが再確認されており、そのE S Dの考え方を一層広く普及していくことを求める。

E S D f o r 2030においては、ロードマップに基づき、本年12月に第1回E S Dネット2030グローバル会合が東京で開催され、加盟国及び教育や持続可能な開発に関わるコミュニティ等の多様なステークホルダーが参加する予定である。同会合では、日本におけるE S Dの優良事例を積極的に世界にアピールしていくとともに、ユネスコに対しても成果の世界的な共有を求める。なお、その際、教育分野だけでなく、多様なステークホルダーとの連携も重要であり、国際・地域・国レベルにおいて、幅広いパートナーシップ形成の促進に努めるよう求める。

国内においては、学習指導要領や第4期教育振興基本計画にも、E S Dの目的である「持続可能な社会の創り手の育成」が掲げられている中、地方自治体とも協力しつつ、日本国内でのE S Dの更なる推進に努める。また、ユネスコスクールを引き続きE S Dの推進拠点とし、ユネスコスクール以外の学校でもE S Dの実践が図られるよう推進していく。なお、ユネスコスクールの活用に当たっては、日本においても「定期レビュー」プロセスを導入し、新たな審査方法での加盟審査の実施による質の担保を進めており、ユネスコに対しても適時の加盟認定等、適切な対応を求める。

また、今次総会で審議される、「国際理解、国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由についての教育に関する勧告」の改正について、本勧告の定期報告結果の一部は、E S D及びグローバルシティズンシップ教育に関するSDG 4. 7のモニタリングに使用されているため、勧告が改正された際には、ユネスコと共に、その理念の普及を通じて、一層E S Dの推進に努める。

3. 自然科学及び人文・社会科学分野

1) 科学・技術・イノベーションを通じたSDG s達成への貢献

ユネスコが、これまでに政府間海洋学委員会 (I O C)、政府間水文学計画 (I H P)、人間と生物圏 (M A B) 計画及び国際地質科学ジオパーク計画 (I G G P) 等

(案)

の取組を通じて、科学分野において重要な役割を果たし³、SDG 6（水）、SDG 11（防災）、SDG 14（海洋）及びSDG 15（生物多様性）等のSDGsの実現に向けて貢献してきたことを高く評価している。

4.1.C/4における戦略目標2⁴の成果3⁵で掲げられているとおり、気候変動、生物多様性、水及び海洋管理並びに防災減災等の地球規模の課題の解決に向けて、レジリエントな社会を構築し、SDGsを達成するため、ユネスコが知識の強化を推進していくことを強く支持し、日本の知見・経験を生かした専門家の参加やJFITを活用した事業支援を通じて、積極的に貢献していく。また、事業の実施に当たっては、各事業の専門知を結集し、事業の垣根を超えた分野横断的な連携を関係者の理解と支援の下で更に進める。

2) 先端・新興技術に関するユネスコの規範設定の推進

4.1.C/4の戦略目標4⁶に示すように、人工知能（AI）及びビッグデータ等の先端・新興技術やデジタルトランスフォーメーションの進展は、これまでに予期していない課題を生じさせると同時に、SDGsの達成を加速させる大きな機会をもたらすものであるとの認識の下、日本は第41回ユネスコ総会において採択された「オープンサイエンスに関する勧告」及び「人工知能（AI）の倫理に関する勧告」といったユネスコの設定した規範に基づき、国際的な知識の共有及び先端・新興技術の活用に関する議論に貢献していく。

また、今次総会では、ニューロテクノロジー⁷の倫理に関する勧告の策定に向けて、本年5月に開催された第216回執行委員会において多数の加盟国から支持が表明されたこと及び7月にユネスコが開催した国際シンポジウムにおいて専門家により議論が深められたことを踏まえ、同勧告の策定プロセスを開始するための議論が行われる予定である。OECDやEUを含め、国際的に同様の議論が進んでいることも踏まえ、米国をはじめ普遍的価値を共有する加盟国と緊密に連携しつつ、総会での議論に積極的に加わるとともに、その後の勧告策定プロセスにおいて議論を主導し、JFITを通じた協力や日本の専門家の派遣等を行う。

3

日本は、IOC 執行理事国、IHP 政府間理事会理事国、MAB 計画国際調整理事会理事国となっている。

4

科学・技術・イノベーション・自然遺産の振興を通じて、持続的社會及び環境保護に向けて努力する

⁵ 気候変動への対応、生物多様性・水・海洋の管理、防災・減災のための知識を向上させる

⁶ 知識及びスキルの発展及び普及、倫理基準の発展により、人類のための技術的環境を促進する

⁷ ニューロテクノロジーとは、動物又は人間の神経系の構造及び機能にアクセス、監視、調査、評価、操作及び/又は模倣するために使用される装置及び手順（引用元：第216回ユネスコ執行委員会会議文書）

(案)

3) 「持続可能な開発のための国連海洋科学の10年」の推進

海洋科学調査及び研究活動に係る唯一の国連機関として、政府間海洋学委員会（I O C）が、海洋科学の推進によりSDG 14（海洋）等を推進することを目的とし、「持続可能な開発のための国連海洋科学の10年」を国連に提案し、その実施計画を策定するなど、国連システムを主導していることを高く評価している。今次総会では、ユネスコの通常予算におけるI O Cの割合を増加させることについて議論される予定であり、日本としてもこれを支持し、今後も、海洋科学コミュニティのみならず、海洋及びSDGsの政策関係者、産業界、市民社会、NGO及びドナー等の多様なセクター並びに国連コミュニティ全体を巻き込み、持続可能な海洋の保護と利活用における科学の重要性について普及啓発を図ることを後押ししていく。

本年6月には、I O C総会において、道田I O C分科会主査が日本人として初めてI O C議長に就任した。これを好機として捉え、関係省庁及び道田I O C議長の緊密な連携の下、I O Cの各種事業における政府間会合及び専門家会合への積極的な関与及びJ F I Tの効果的な活用を通じて、「国連海洋科学の10年」の推進に見える形で貢献する。

4. 文化分野

1) 文化遺産保護の推進

文化分野において、4 1 C / 4の戦略目標3⁸の成果5「遺産及び文化的表現の多様性の保護と促進の強化」の達成に向けて、更なる取組の促進を求める。その中で、日本が人類共通の貴重な財産である世界の文化遺産を将来の世代に確実に継承するため、これまで培ってきた文化遺産保存修復技術やノウハウを生かし、日本の専門家の戦略的な派遣等により、日本のプレゼンス向上を図るとともに、この分野での貢献を継続する。

世界遺産条約に関連し、日本では2020年度末、文化審議会において、「我が国における世界文化遺産の今後の在り方（第一次答申）」がまとめられた。同答申に基づき、地方自治体を含む地域コミュニティと共に世界文化遺産の持続可能な保存・活用に取り組むとともに、世界遺産一覧表の多様性の増進に貢献する文化遺産の登録に向けた取組を推進する。

また、文化多様性の維持・促進の観点から、無形文化遺産の保護の重要性に対する認識はますます高まっており、現在、無形文化遺産保護条約に基づく無形文化遺産の保護のための計画、事業及び活動に係る運用の見直しを巡る議論がユネスコに

⁸ 表現の自由・文化的多様性・グローバルシティズンシップ教育・遺産の保護の促進により、包括的で公正かつ平和な社会を構築する

(案)

において進行している。コミュニティを中心に据えた無形文化遺産の保護を重視する同条約の精神を尊重し、その本来の目的を達成できるよう、引き続き、運用の見直しを含む制度改善の議論に積極的に参画する。さらに、アジア太平洋無形文化遺産研究センターの取組を通じて、引き続き、アジア太平洋地域の豊かな無形文化遺産の保護促進に貢献していく。

2) 創造都市ネットワークの推進

創造都市ネットワークについては、国際的なネットワークでの交流及び知識・経験の共有、並びに創造性を核とした都市間の国際的な連携によって、地域の創造産業の発展を図り、都市の持続可能な開発を目指す取組であり、日本からは、現在10都市が加盟している。

ユネスコにおいて、本事業の運営の透明性が確保されるよう、加盟認定の際に評価された点、あるいは加盟認定に至らなかった理由を申請都市に通知するなど、改善を求める。

日本国内においても、ユネスコの理念に沿った優れた取組が行われるよう、加盟都市による適切な事業実施を後押ししていく。

5. 情報・コミュニケーション分野

1) ICT分野における技術革新及び活用の推進

近年、生成AIの急速な発達に見られるように、情報コミュニケーション技術（ICT）分野における技術革新は著しい。こうした中、ユネスコにおいては、ICT分野における先端・新興技術そのものに人類がどう対応していくかとの議論において主導的な役割を果たすとともに、この議論を踏まえながら、教育・科学・文化の各分野において先端・新興技術の活用を促進するための方向性を明確に打ち出すことを求める。加えて、教育・科学・文化における情報アクセスの向上や情報格差の是正のための能力開発等を推進することを求める。

2) ユネスコ「世界の記憶」事業の推進

近年、大規模な自然災害及び紛争等が生じる中で、世界の様々な国・地域における記録物が保存やアクセスにおいてリスクを抱えており、各地の記憶や文化を後世に伝えていくために「世界の記憶」に期待される役割はますます増大している。こうした中、JFITを通じて、記録物の保存のための政策立案及び能力開発に係る支援を引き続き推進していく。

本事業は、2021年4月、ユネスコ執行委員会において、加盟国政府を通じて申請すること、加盟国からの異議申し立て制度を新設し、問題があれば当事国間で

(案)

対話を行い解決するまで登録を進めないこと等を含む制度改正が行われ、日本においても国内の審査体制が整備されたところである。今後ユネスコにおいて、国際登録・地域登録等の区別なく、制度改正の趣旨を踏まえた事業運営が行われるよう求める。

日本としても、本事業の趣旨に沿った記録物をユネスコに推薦し登録につなげることで、国際社会における日本への理解の向上を図る。

また、新型コロナウイルス感染症に関する記録物の保全について、ユネスコ、「世界の記憶」地域委員会及び関係機関による共同声明「新型コロナウイルスの危機を、記録物に対するより強力な支援の機会に変える」(2020年4月3日)の趣旨を踏まえ、本事業を通じて引き続き推進することを求める。